時事新報

日本蠶絲業論（前號の續き）

養蠶ますく盛なれば製絲地方を移轉せざる可らず

蠶絲業に就き農工分業の必要を說くの序に敢て一言せんと欲するものは我製絲地方の事あり今日の處にては養蠶地方即ち製絲地方にして西隣の養蠶家が繭を作れば東隣の製絲家は其繭を買ふて之を絲に製するの趣向にして以て今の製絲地方を組成したるものなれども我邦今の製絲地方たる長野山梨等の地位を察するに今後永く製絲業に適するの場所なりとは思はれず此等の地方は第一山路險惡にして生繭の運送に便ならず人口割合に少なくして賃銀割合に低からず森林漸く伐り盡さんとして新に石炭坑の發見もあらざれば追ては燃材を他縣に仰がざる可らず此際少しく便利なるものは淸水の供給自由なると繭の仕入場に接近するとの二つなれども近來追々製絲場の增加するに隨ひ數十里外に踏み出して繭を仕入れざる可らざるの有樣を呈したるのみならず今後養蠶の全國に發起するに當りて製絲所を此等の地方に置くときは各地方の繭を買ひ集てワザく之を山間幽谷に運搬せざる可らざるが故に今の各地方の製絲所は遠からず其位地の不便を感ずるの日ある可し凡そ物品を製するの地は必ずしも其原料を產するの地に在るを要せず英のマンチエスターは木綿を產するの地に非ずして有名なる綿布製造地方と爲り獨逸は他國の鐵を輸入して鐵砲製艦天下に獨步するの國と爲れり左れば今後我國にて追々養蠶業の進步するに隨ひ今の製絲地方は次第に衰へ或は海港都城の地に接して水淸く且つ運搬に便利なる土地が更に適當なる製絲地方となるに至る可きか此事未來に屬すと雖ども製絲家は今より心得べき所の者なれば序に爰に一言し置くと然り

製絲家の團結を謀らざる可らず

我國にては養蠶製絲未だ其分業の緒に就かざるが爲に蠶絲業上種々の弊害を存して大に其發達を妨ぐるの實なりとの次第は既に前號に陳述せしが今其弊害の最も甚だしきものは農家各々小製絲家と爲りて銘々各異の絲を製するが故に一旦海外需要者の注文あるに臨んで其都度同種類の荷物を調達する能はざるの一事なり抑も海外諸國の商賣は其規模甚大にして荷物の取引高甚多く今生絲に就て云はんに彼の織物大問屋にて何か時好の品物を織出さんとする折には一手にて巨額の原料を買入るゝこと度々にして其需要に應ぜんとするには注文通り同種類の生絲を取り揃へざる可らず現に伊太利の製絲元杯にては佛國里昻府の生絲問屋より某種の生絲製造の依賴を受くる每に何百梱にても之を調達して其需要に應ずるを常とする由なれども我國の生絲は大製絲所の一手製造に成らざるが故に坐繰絲などに至りては個々其品質を異にし又其細大を齊ふせざるが如き始末にして同種類同商標の品を揃へんとするも迚も其望みに達すること能はず斯くて小製絲家の處々に分立して銘々勝手の絲を製出するに任せ之を集合團結して同種類の品柄を取揃ふることを勉めざるに於ては我國の生絲は海外諸國規模の廣大なる市場の商品たるに適せずして永く其聲價を博すること能はず蠶絲業の進步遂に期す可らざるに至らん我輩の痛惜に堪へざる所なり

左れば目下我蠶絲業上の急務は內地の製絲家を集合團結して同種類同商標の品を造らしめ手廣く海外市場の需要に應じて何百梱の注文に逢ふも直に之を調達するやうの方法を立つるに在るのみ即ち製絲家團結の策なり而して其策固より種々なる可しと雖ども試に一法を擧げんに我政府にては曩に蠶絲業組合規則を設け生絲濫製粗造の弊を防ぐが爲め各地方に蠶絲業組合事務所を置きて各製絲家の生絲を檢査せしめ其手數料として一梱に付金五十錢を徵收する由なれども此生絲檢査人たるものは月に五六圓の俸給を以て雇入れたるものにして充分の鑒定力を有するものとてはなく製絲地方到る處とて其檢査の無效なるを說かざるものなし蓋し多年製絲に從事し一廉の製絲所を有して其生絲に自家の商標を貼付する位の人々は名譽の爲め利益の爲め成る可く良好の絲を製せんとして日夜經營苦心するものにして生絲撿查人などの注意を待て始めて其製絲を丁寧にするものに非ず左れば此等の人々の生絲を撿查するが爲めに一梱に付て五十錢なり六十錢なりの手數料を取り剩さへ其煩勞を加ふるが如きは實に氣の毒の至りなれども目下我製絲地方の實際を見るに自ら其製絲所を有せず或は農家を巡廻し或は繭賣場に奔走して其手製の絲を買ひ五斤三斤集め來りて之を荷造りするもの少なからず此種の生絲荷物中には往々濫製の絲を混じ外國商人の信用を損することなきに非ざれば此等の荷物に限りては嚴重に之を撿查し且つ其手數料の割合を今日に幾倍して暗に嚴止稅の性質を帶ばしむること肝要なるらん斯くて一個確實の製絲所と認定したるものは其生絲を撿查することを廢し唯彼の集め物の絲荷のみを撿查して嚴重の手數料を課することなれば製絲家は各々團結して無撿查製絲所たるの位地を得んと欲し其製絲も亦自から同種類の品物たるに至る可きなり此他尙實際を調べたらば製絲所團結の策も多かるべしと雖ども我輩は今其一端を擧げて敢て其向きの人の注意を促さんと欲するなり

官報

○海軍省訓令第九十八號　海軍一般

下士卒轉退ノ爲メ四人以上同一ノ地へ旅行セシムルトキハ行軍ノ心得ヲ以テ旅行セシメ其中ノ高級者ヲシテ取締ヲナサシメ同一ノ順路ヲ取ラシムヘシ

明治二十年九月二十日　海軍大臣伯爵西鄕從道

○大藏省告示第百三十七號

本年（九月）大藏省告示第百廿八號ニ據リ七分利付金祿公債元金償還ノ爲本月十六日當省主務ノ官員東京府廳ヘ出張シ全國證書所有者ノ總代八十四名立會抽籤執行ノ上別冊金額及記號番號ノ證書當籤ト定ム（別冊略す）

但本年大藏省告示第二十九號ニ據リ既ニ整理公債證書ニ交換セシモノ、當籤ハ無效トス

明治二十年九月二十日　大藏大臣伯爵松方正義

○大藏省告示第百三十八號

本月抽籤ヲ以償還シタル七分利付金祿元金ニ對スル現金ノ代リトシテ整理公債證書ノ交付ヲ望ムモノハ其申込書ニ當籤證書ヲ添ヘ各自元利金ノ交付ヲ受クヘキ日本銀行本支店又ハ代理店ヘ請求スヘシ

整理公債證書ノ利子ハ二十年十月分ヨリ之ヲ付スルモノトス

但來ル十月三十一日ヲ過キ前項ノ請求ヲナスモノハ其請求ノ翌月ヨリ利子ヲ付スルモノトス

明治二十年九月二十日　大藏大臣伯爵松方正義

○叙任

明治二十年九月十九日

文部大臣秘書官從五位勳四等　小牧昌業

任農商務大臣秘書官

農商務大臣秘書官從五位勳四等　小牧昌業

叙奏任官一等

（以上本年九月二十日官報）

雜報

○福嶋縣下蠶業の概況　我國の外國貿易市場に於て輸出品中目下其第一位を占め居るは生絲にして外國人の手より出て我國人の懷中に入る所の富は今日の勢先づ重もに生絲に依賴するものなるは勿論今日以後も我國家の富盛を托す可きは望あるは只此生絲にありとは識者の夙に是認する所なり左れば此生絲を產出するの事業即ち蠶業の一事は我國の今日及び將來に取りて頗る大切なるものなるや明かなり今や我國に於て此蠶業の重なる場處は長野、群馬、福嶋若しくは山梨等にして近年其事業益々進步し何れも皆駸々の勢あることあるが中に就きて福嶋縣の如きは既墾の土地以て桑田と變ず可きもの頗る廣大なるが上に荆棘蔓草の繁茂するに任せて蓁々たる未墾の原野、一鍬之きを覆へして直ちに肥沃の桑田と爲す可きものの到る處に多けきも世の經世家は殊に蠶業前途の望を此地方に屬するとなり玆に記者するものは此程社員小林梅四郎氏が同地に遊びたる時同縣蠶絲業組合取締所の役員幷に二三の實業家に就て其大體を取調べたるものなるが素と是れ一般の概況に過ぎざれば同縣下中に於ても或る場處は其異を此記事に寫し居るも他は然らざるものもありと云ふが如きことあるは勿論記述の精細詳密ならずして間々疎漏の場處も多かるべしと雖も復た同縣蠶業目下の概況を知るの一材料ならんか蠶業の部門之れを小別すれば數種あるに分つべしと雖も大別する時は蠶卵紙製造、養蠶、製絲の三に過ぎず今其順序に從つて其概況を記すべし記中三四年前の有樣を合せ載せたるは其變遷進步の如何を知るの便に供するのみならず今日の異狀況を知らんには其以前の有樣を知るの必要なりと信ずればなり

蠶卵紙の製造　福嶋縣下は天然の地勢氣候等の點に於て大に蠶卵紙製造に都合善き者ありてか前日に在りても同縣下養蠶家の需用に供給したるのみならず該紙製造人は上州、武州、信州を始め越後及奥羽等遠く四隣の國々へ行商販賣したると以て其製造高も少小ならず從つて之より得たる利益も莫大なるものありしが其製造法に至りては頗る不完全の點多かりし該製造の手續順序に付て蛾の取扱ひ譬へば雌雄の交合、卵子產付の時の注意と始め蠶卵紙と爲るまでに要する手段の如きは勿論其宜しきを得ざりし點多かりしと雖も此等は暫らく措きて蠶種製造は大本なる種繭撰擇の一事すら近年まで當業家の注意を促さゞりしものゝ如し全體同種類の繭の中にも種々の差別あり親繭即ち玉繭（蠶兒の兩三相集りて共に成繭せるもの）薄皮繭（繭の皮即ち生絲と爲る所頗る薄く觸れなば直ちに潰れんとするもの）等は製絲の上に於て所損少なからざるものなるを以て養蠶家の最も忌む所のものなるに蠶卵紙製造人は種繭に於て毫も撰擇する所なく繭の品質如何を問はず蛾と化するものは一切之を製紙の用に供したるものあり故に天地間生物遺傳の規則外に逸すること能はざるの蠶兒、玉繭より出でたる蛾に生れて玉繭と作らざるもの少なきは勿論殊に恐るべき微粒病毒を遺傳し居る薄皮繭より生れたる蠶兒は其れ自身は言ふまでもなく病毒を他に傳染して重きもれは二眠若しくは三眠の間に斃れ輕きものも僅かに薄皮繭を作るに過ぎず又幸ひ此等の危難を免れたるものも繭の大小、色の靑黃、一樣ならざる等許多の損害を與へたるもの即ち蠶卵紙製造に關しての重もなる欠典ありしとす

蠶卵紙の賣買　前に述べたるは蠶卵紙製造に關する通

要の欠典なれども技
上にて種々の不都合
係はりたる弊害は殆
り其次第如何と云ふ
造したる後少くとも
空氣亦た淸淨不潔あ
存せざれば卵子れ成
妨くるものなるに蠶
爭するが爲先製造後
販賣驅搖して其成熟
擇の不注意にて其品
く化し去りて其害實
紙製造人の斯く無法
は樣々なる中にも右
へり元來同縣下の蠶
凡養蠶家中十分の
造して之れと賣却
るが同縣下は勿論
花主先きなり各自
には自然に競爭を生
行はれざるを得ず
が他人の未だ發賣に
と他人の花主に頻
試に品質の善良な
か故に一度び手遲
は猶は一層早く養
の後れざらんこと
第二は蠶卵紙賣捌
兼し蠶卵紙を製造
時限は丁度養蠶家
頗る溫りある折柄
ば直ちに代金を領
善にことなれども
時は養蠶家の持金
きが爲先假令へ取
にゝると雖く都
の現金を得るに過
主を横奪せらるゝ
ざると得ざるあり
二箇條の必要より
のみならず競爭の
に至る者多き其上
と得たりやと云ふ
全體の損耗を補ふ
きにあらずと雖も
め損害を被りし外
となりしもの　據
苦々しき限りにぞ
今日の蠶卵紙　却
に於ける福島縣下
業家は遠く其以前
ける種繭撰擇、蠶
々枚擧せざりし所
影響する所を除き
改良の事に着手せ
現に或る部分に於
れさへありたる
積弊の餘習に慣れ